

文教厚生常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成30年9月19日（水）午前8時57分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	平原志保君	副委員長	宮田竜二君
委員	山口仁美君	委員	鈴木てるみ君
委員	徳田修和君	委員	仮屋国治君
委員	池田守君	委員	前川原正人君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

山田龍治君	松枝正浩君	川窪幸治君
愛甲信雄君	植山利博君	

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	山口昌樹君	保健福祉政策課長	茶圓一智君
子育て支援課長	砂田良一君	長寿・障害福祉課長	池田宏幸君
清水保育園園長	新窪政博君	保健福祉政策課主幹	種子島進矢君
子育て支援課主幹	富田正人君	長寿・障害福祉課主幹	宮田久志君
長寿・障害福祉課主幹	久木田勇君	子育て支援課 パリーパー	野村樹君
保健福祉政策課主査	稲留幸一郎君	長寿・障害福祉課主査	向吉孝司君
教育部長	中馬吉和君	教育総務課長	本村成明君
学校教育課長	河瀬雅之君	学校教育課長補佐	今村靖君
学校教育課長補佐	真茅孝洋君	教育総務課主幹	山口清行君

- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

栄川貴雄君（鹿児島県教職員組合 始良伊佐地区支部 霧島地区協議会 議長）

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 郡山愛君

- 8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第73号 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第75号 霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第76号 霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第78号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 79 号 霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

陳情第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 8 時 5 7 分」

○委員長（平原志保君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る 9 月 11 日に本委員会に付託されました議案 5 件と陳情 1 件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき、進めてまいります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 8 時 5 7 分」

「再 開 午前 8 時 5 8 分」

△ 陳情第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○委員長（平原志保君）

まず、陳情第 4 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択の要請について、審査に入ります。本日は、陳情者である、鹿児島県教職員組合始良伊佐地区支部霧島地区協議会議長栄川貴雄様が出席されております。陳情者の方に、議事の順序を申し上げます。まず陳情者の方から、陳情内容・趣旨・経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクは青いボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情第 4 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択の要請について、陳情者から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（栄川貴雄君）

今日はこういう場をつくっていただきまして、誠にありがとうございます。陳情の趣旨の説明ということで、簡単に御説明させていただきたいと思っております。まず、義務教育国庫負担制度は、全ての国民が全国どの地域においても無償で一定水準の義務教育を受けられるようにするため、公立の義務教育諸学校の教職員給与費について、都道府県が負担した経費の一定割合を国が負担する制度のことを指しています。この制度が、2006年になります。小泉内閣時に三位一体の改革の中で、これまで国が二分の一を負担していたわけですが、これを三分の

一に削減しました。つまり地方自治体の負担が二分の一から三分の二に増えてしまったということになります。これによって懸念されるのが、全国の子供たちの教育水準に格差が出てしまうということになります。海外のほうに少しだけ目を向けさせてもらいますと、フランスは、教職員は国家公務員です。したがって、教職員の給与については、国が全額負担します。イギリスについては地方公務員なんですけれども、教育の大切さから国が全額負担しています。したがって、この義務教育国庫負担制度が二分の一から三分の一に削減されてしまったことは、これからの子供たちが、一定水準の教育を受けられなくなってしまうのではないかという懸念があるということになります。今、全国の自治体でも、こういった陳情の取組を組合として行なっており、多くの自治体で採決していただいているところになっています。ぜひ、霧島市のほうでも、この陳情の採択をお願いしたいなというところです。

○委員長（平原志保君）

ただいま陳情者からの説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

このような教職員の方々の過酷さというようなものの資料というのは、よく目にするところなんですけれども、現在の始良伊佐地区支部内の状況も紹介できれば、お示してください。

○陳情者（栄川貴雄君）

始良伊佐地区支部内の各自治体にも6月議会で同じような趣旨の陳情は提出しております。全てではないんですけれども、同じように9月議会を出しているところもありますが、今のところ不採択をした自治体は今のところ聞いてはおりません。資料もあったのですが、今日は示すことができませんでした。

○委員（徳田修和君）

この陳情の提出の状況とかではなくて、先生方の環境は本当に大変なんだというような全国的な資料はよく頂くんなんですけれども、生の声といいますか、始良伊佐地区内の教職員の方々の勤務状況であったり、そういうものが分かればと思っただけの質問です。

○陳情者（栄川貴雄君）

学校現場の教職員の業務の厳しさというのは、先ほども話があったとおり、全国的にもまた鹿児島県としても、よくメディアのほうで取り上げていただいているところです。現場の声ということで、私は国分南中学校に勤務をしておりますが、よく言われるのが部活動です。中学校の教員の勤務時間が増えている原因の一つに部活動ということで、我々教職員は、子供たちのためにというところで、様々な業務を担っていくわけなんですけれども、その一つの部活動がかなり大きなウェイトを占めていくわけです。また、報告物などそういうものが多く、子供たちと向き合う時間が減ってしまうということが現状としてあります。大きくは、この二つになるかと思います。

○委員（前川原正人君）

実際、教職員の業務というのはそれなりの業務で、給料についても、教育者ということでそれなりプラスの部分があるということになっているんですけれども、どこもそうなんですけれども、全国的に非正規職員が担任をしたり、部活までしたり、そして離島まで異動があったりということ、その厳しさは認識しているところなんですけれども、始良伊佐地区内で、本来であれ

ば正職員がどれだけいなければいけないのに、それに対して非正規はどれぐらいだという、その辺のこの数値的な部分というのはお分かりでしょうか。

○陳情者（栄川貴雄君）

その数値的なものは持ち合わせておりませんので、また調べておきます。今言われたような指摘のとおり、非正規の先生方は、我々と同じ仕事をしながらも給料は本当に低く抑えられている状態で、大変な状況にあるのは間違いないです。

○委員（前川原正人君）

陳情の項目の義務教育国庫負担制度2分の1の復元をはかると、これは先ほどおっしゃったように、先生の給料だけではなくて、施設とか全ての部分について、財政的に一つの大きな支えになると思うのですが、計画的な教職員定数を改善することということも、ただ増やせではなくて、増やすということもマンモス校を対象にした場合と中山間地の子供が少ない所とは差があるわけですが、この教職員の定数改善というのは、年次的に計画的にという理解でよろしいですか。

○陳情者（栄川貴雄君）

そのような理解で大丈夫かと思えます。

○委員（仮屋国治君）

三位一体改革が始まって既に12年が経過しているわけですが、先生の負担の大きさというのは、この2分の1の国庫負担制度の問題なのか。ではなくて文科省とか教育委員会の体制の問題もあるのではないかというふうに感じるところがあるんですけども、いかがですか。

○陳情者（栄川貴雄君）

御指摘のとおりだと思います。教育現場を見るときに二通りの見方があるんだと思います。よく言われるソフト面とハード面という部分だと思います。ハード面については、皆さんにも御理解いただいていると思いますが、予算の部分です。このように国庫負担を削減されていますので、やはり地方を窮屈にしている原因の一つにもなっていると思います。ソフト面で言いますと、いわゆる業務改善、教育委員会等を中心にしながら、校長また我々現場の教職員が、みんなで業務改善に取り組んでいく、そのリーダーシップはやはり教育委員会のほうにもあるのではないかなというふうに考えています。

○委員（仮屋国治君）

人の数ということでは何となく理解ができるんですけども、この12年間に具体的に身の回りのところで、どのように職員数が変わってきているのかどうか、もし捉えていらっしゃるから教えていただきたいのと、もう一つは教育水準の格差ということおっしゃっていますけれども、具体的にどういう格差が生じているのかを教えてください。

○陳情者（栄川貴雄君）

格差の部分については、具体的にとなってくると、把握のほうはまだちょっとできていない状況です。最初の質問をもう一度お願いします。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午前 9時13分」

「再開 午前 9時14分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○陳情者（栄川貴雄君）

人数のほうは把握ができていませんので、また調べておきたいと思います。

○委員（鈴木てるみ君）

頂いた資料に、「これはもはや過労死レベル！」とすごくショッキングな言葉があるんですが、具体的にそういった事件とかがあったのかどうかお伺いいたします。

○陳情者（栄川貴雄君）

過労死認定っていう部分については鹿児島県のほうでは把握はしていませんが、やはり仕事業務の関係で、休職に入られる方、うつ病になられる方、こちらの数字のほうは今お示しできませんけれども、多くの先生方がそういう状態にあると。これは現実としてあります。

○委員外議員（植山利博君）

先ほどの仮屋委員と少しかぶると思うのですが、陳情事項の教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担の2分の1に復元というのもよく分かるんですけども、教育の機会均等と水準の維持向上というのは、具体的にどういうことを指しているのでしょうか。

○陳情者（栄川貴雄君）

無償で一定水準の義務教育、この一定水準の義務教育というものを、どのように捉えるのかという部分だと思うんですけども、始良伊佐地区内でも、例えば最近はテレビを使った遠隔操作による授業とか、ITでの授業がすごく推奨されているにもかかわらず、それができる自治体とできない自治体がある。これも一定水準の義務教育が受けられている所と受けられていない所との一つの格差になるのではないかと思います。私の私見なので、申し訳ありませんが、私が今パッと思いつくところと言えば、そういうものだと思います。

○委員外議員（植山利博君）

機会均等と水準の維持向上ということに関して、例えば小学校や中学校の規模の適正化とか、その辺のところも含んでいるという理解でよろしいですか。

○陳情者（栄川貴雄君）

そういう認識でいいと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで陳情第4号の陳情書に対する質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時18分」

「再開 午前 9時24分」

○委員（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（中馬吉和君）

陳情についての見解を申し述べさせていただきます。国は、教員定数の改善及び加配措置等により、小学校1・2年生について35人以下学級編制を行っております。また、鹿児島県におきましては「かごしまっ子」すくすくプランとしまして、小学校1・2年生の児童数が36人以上の学校には常勤教員を配置し、30人学級を実施しております。現在、小学3年生から6年生につきましては、40人学級編制となっておりますが、きめ細かな学習指導、生徒指導等を行うために、指導方法改善加配や児童生徒支援加配が配置されているところです。本市教育委員会としましては、児童生徒にきめ細やかな学習指導、生徒指導等を行うことは良いことだと捉えております。そのための教職員定数改善は必要であると考えております。しかしながら、本市教育委員会には定数・配置において決定する権限はございませんので、今後、国の施策として定数改善に向けた財源補償がなされることや、必要に応じて加配教職員を県が配置していただくことを期待しているところでございます。次に、義務教育費の国庫負担制度拡充に関しましては、三位一体改革により国の負担の割合が二分の一から三分の一に引き下げられております。元来、県費負担教職員の人件費は、鹿児島県において予算措置がなされており、その歳入確保の観点からの陳情ではございますが、本市と致しましても、市単独事業での教員の追加配置は難しいことから、国の負担割合を増やすことによる人件費の確保は、大変重要であると考えております。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

陳情は、計画的な教職員定数改善を推進することと教育の機会均等と水準の維持確保を図るために、今の三分の一を二分の一に復元してほしいということが主題なわけですが、三位一体の改革によりまして財源措置が二分の一から三分の一になったという事実があるわけです。お聴きたいのは、財政的にこれが復元された場合、建設費や教育費での事業等に相当の影響があると推測をされるわけですが、どのような財政効果があるかというようなシミュレーションはされていらっしゃいますか。

○教育部長（中馬吉和君）

この陳情書の内容というのが、義務教育費の国庫負担金に関してでございます。今、委員が言われた施設整備費に対する補助金とは違いますので、施設整備費についてのそういうシミュレーションは致しておりません。

○委員（前川原正人君）

現在、霧島市で教職員の定数が幾らで、そのうちの正職員と非正規職員の人数は把握されていらっしゃいますか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

定数と申しますと、学級規模によって何人というふうになっており、積もれば分かりますが、

今手元にデータがございません。それプラス加配教員をたくさん頂いていて、その合計が実際に学校に配置されている数になるところです。ですから、定数は動かせない部分なんですけれど、それ以外の加配の部分については、こちらのほうでも様々な加配がございまして、先ほど部長が説明いたしました児童生徒支援加配、これが生徒指導等に係る1名対応とかの加配、一番大きいのが指導方法工夫改善加配というのがありまして、例えば40人学級を二学級に分けて少人数指導をするなどに用いる加配、こういったものになりまして、その加配の合計というのは把握しております。加配の合計が59.5です。それを加えた教職員総数が880.5、加配の割合が7%ということでございます。この加配については、毎年、必要に応じて申請しながら、できる限りたくさんの加配をもらえるよう、県に要望しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

逆に言うと、加配ではなくて、国庫補助が元に戻ることで、この加配もしっかりとした財政的措置で回っていくという理解もできるわけですけど、そういう理解でよろしいですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

実際の加配等の枠は県が定めておりますので、恐らく三分の一が二分の一になれば、県の負担というのは減るわけですので、当然、そこに財源が生まれると思います。それで国が国庫補助している加配事業というのはほかにもたくさんあるわけです。例えばスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、そういったものに対しての予算が今のところあまり付いていない状況ですので、そういったものにも手が回れば、市のほうとしても希望する枠が増えてきて、非常に有り難いのかなと感じます。

○委員（池田 守君）

国の負担が三分の一から二分の一に引き上げられた場合、県のほうに余裕ができるということです。その余裕ができた分が、また教育のほうに全て還元されるという補償はありますか。ほかの事業に使われてしまうことはないですか。

○教育部長（中馬吉和君）

今の御質問について、市のほうでははっきりとお答えすることは致しかねます。

○委員（池田 守君）

少子化で子供たちが減っていく中であって、教職員が足りないということですけども、その一つの中に、特別支援学級がどんどん増えているというのがあると思うんですが、この状況はどのようになっていますか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

特別支援学級の総数と子供の数ですが、今年、市内では97学級に404名の児童生徒が在籍しています。例えば知的障害であったり、情緒障害といった障害の種類別はありませんが、総数はそういう状況です。

○委員（仮屋国治君）

12年前の三位一体の改革で三分の一に減ったわけですけど、それ以前と以後との水準というのは、なんとか県が維持してきたものなのかどうなのか、分かる範囲で教えてください。

○委員（平原志保君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前 9時34分」

「再開 午前 9時35分」

○委員（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

数は持ち合わせていないんですけれども、結局、三位一体の改革の後ということですので、定数の基準そのものは変わっていないところです。それに対して新たな加配の種類というのは増えてきておりますので、人的配置だけに目を向ければ、そのところはそれほど悪化しているものではないと思いますが、御存じのように正規雇用と非正規雇用の関係もありますので、予算的にどうかというのはちょっと持ち合わせていません。先ほどの前川原委員の御質問で、正規と非正規の数の件について答えさせていただきますと、どこの学校に非正規を配置するというのは元々決まっていない状況で、例えば学級が40名を1名でも超えた時には2学級になります。ですので、そこは定数が1増となるのですが、年度末の状況で41名の時に、では正規職員を二人配置できるかという、年度末に転校していく場合もあったりして、そこに期限付き職員を置いておかないと、異動発表後に正規の者をまた動かすということになりますので、どうしても正規職員を配置できない場合があります。今、非正規を配置しているのは、そういう事例がほとんどで、あとは先生方が途中で病気で休まれたときの後任、そういったものが非正規になっています。それ以外はできる限り正規の職員を配置するというようなルールですので、その数は絶えず変動している状況です。

○委員（前川原正人君）

先ほど、課長からいじめの対応であったり、改善であったり、そういうところに加配という形でやられたということで、加配の合計で59.5というのは、単位は人なんですか。[「はい」と言う声あり]全体の7%がそういう配置になっていると。全体では880.5人ということですので、定数は動くけれども880人ぐらいの人数の枠なんだという理解でよろしいですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

公立小中学校教員配置基準というものを基に算定していて、学級数によって何人配置と。その合計が先ほどの数字に近い数字になると。それプラス加配ということになります。880.5引く59.5が定数です。それに加配59.5を加えまして880.5と。これが現在の市の元々の定数プラス加配で、配置人数ということになります。

○委員（池田 守君）

先生方の待遇なんですけど、先生方は目に見えない仕事も結構多いということで、公立の学校の先生方については給特法というのがありまして、加給することが決まっているわけですが、この実施状況はちゃんとされていますか。どれぐらいの割合ですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

教員の業務というのが、勤務時間外のものもあって、残業で何時間というものがなじまないということによって、給特法により4%の加算がされているということで優遇されるべき制度であったはずなんですけれども、今は1週当たりでもものすごく超過勤務時間があるというこ

とで、それに見合った給与措置がなされていないということが、今、国で問題になっているところ。実際、何時間働いても残業代はゼロという状況が何十年も続いていると、そのような現状でございます。

○委員（前川原正人君）

課長がおっしゃるように、手当てがない代わりに、給特法でプラス4%というのが教員の給与体系に盛り込まれているわけですが、実際、現場で働く教職員の方たちというのは、日報や報告書であったり、部活であったり、家に持ち帰るとかといった話をお聞きするわけですが、現在、うつ病であったりとか、そういう教員の皆さん方が、霧島市でどれぐらいいらっしゃるものですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

そういう病気を抱えて通院、服薬中という方はいらっしゃいますが、それがもとで休職という方は現在いません。各学校を訪問して学校の様子をお聴きする機会もあるんですけど、そういう方がいらっしゃるの事実です。

○委員（平原志保君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで陳情第4号の執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時43分」

「再開 午前 9時47分」

- △ 議案第75号 霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 議案第76号 霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- △ 議案第79号 霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第75号、霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び、議案第76号、霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、並びに、議案第79号、霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運

営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、関連がありますので一括して執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（山口昌樹君）

今回、保健福祉部関係の議案として提出しておりますのは、条例の一部改正の議案は、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ほか5件でございます。それでは、まず、議案第75号、霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ほか2件について、その概要を説明させていただきます。議案第75号、76号、79号につきましては、介護保険法の規定により、市の条例で定められている指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの及び厚生労働省令で定める基準を参酌するものとして定められています。今回、国の基準が一部改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものであります。詳細につきましては、担当課長等が説明いたしますので、よろしく御審査の程お願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

議案第75条及び76号並びに79号について御説明いたします。議案第75号と議案第76号は密接に関係しておりますので、一緒に説明いたします。議案第75号は、対象者を要介護1から5の方とするもので、議案第76号は要支援1及び2の方を対象としております。まず、地域密着型サービスは、対象者が、要支援1及び2、要介護1から5の認定を受けた方で、原則として本市民のみが保険給付の対象となります。また、市町村に事業所指定権限があることから、市の介護保険事業計画に沿った整備を図れるなど、市の実情に沿った適切なサービス基盤を整備することが可能です。今回の基準改正の主なものは、議案第75号、霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、第6条で、利用者等からの通報に対応するオペレーターの基準の見直しをしています。具体的には、オペレーターに係るサービス提供者の経験年数の改正や他の業種との兼務を可能としています。次に第59条の20の2では、障害者福祉制度におけるサービス等の指定を受けた事業者であれば、基本的に共生型通所介護の指定が受けられるものとして基準を新設しています。次に第59条の25では、指定療養型通所介護の定員を9人以下から18人以下へ改正しています。次に第65条では、共用型認知症対応型通所介護の利用定員を1ユニットあたり入居者と併せて12人以下へ改正しています。次に第138条では、身体拘束等の適正化のための施策として、委員会の開催や指針の整備、従業員に対する研修を定期的に行うことを新たに盛り込んでいます。次に第191条及び195条では、看護小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト型事業所の新設や基準緩和について改正しています。最後に指定地域密着型サービスに関連のある施設サービス項目に介護医療院を追加しています。続きまして、議案第76号、霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての基準改正の主なものは、第9条において、共用型認知症対応型通所介護の利用定員を1ユニットあたり入居者と併せて12人以下へ改正しています。次に第78条では、身体拘束等の適正化のための

施策として、委員会の開催や指針の整備、従業員に対する研修を定期的を開催することを新たに盛り込んでいます。また、指定地域密着型予防介護サービスに関連のある施設サービス項目に介護医療院を追加しています。最後に、議案第79号、霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、御説明いたします。まず、介護予防支援とは、在宅の要支援1及び2の方の介護予防のケアマネジメントを行うことで、具体的には地域包括支援センターのケアマネジャー等がケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるように事業者等と連絡調整を行うことです。今回の基準改正の主なものは、第4条において、障害福祉制度の相談員との密接な連携を明記しています。次に第7条では、公正中立なケアマネジメントの確保及び医療と介護の連携の強化を盛り込んでいます。最後に第33条では平時からの医療機関との連携促進として、主治医等に必要な情報の伝達やケアプランを交付することを義務付けています。以上で説明を終わります。よろしく御審査の程お願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（仮屋国治君）

1枚目の下から2行目以降を、自分たちが分かりやすい言葉で説明を順にさせていただきませんか。オペレーターのところから。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

まず、オペレーターの基準というのは、今、霧島市にはないんですけれども、オンコールで、電話がかかってきてホームヘルパーが訪問をするサービスで、その電話を取るオペレーターの基準を改正するというのでございます。次は、共生型社会の部分ですけれども、障害者制度でサービスの指定を受けた事業者であれば、高齢者も受け入れていいというふうに改正するというのでございます。そういう指定を、共生型という新たな事業区分が設けられましたので、障がい者の施設で高齢者を受け入れる、あるいは高齢者の施設で障がい者を受け入れるというような事業を希望する事業者がいたときに、それを可能にするような改正というのでございます。次に、指定療養型通所介護といいますのは、これも霧島市には今はございませんけれども、医療ニーズの高い方が通所介護、いわゆるデイサービスに通うというようなサービスの定員を引き上げたというのでございます。それから、共用型認知症対応型通所介護というのは、いわゆる認知症グループホームというのがございます。これはユニット型ということで、1ユニット当たり入所定員が9人未満ということになっているんですけれども、そのリビングを活用して、通ってきて昼間だけデイサービスみたいなものを受けられることができます。それを、共用型認知症対応型通所介護という区分で呼んでおりますが、9人プラス3人で12人なんですけれども、今までは1ユニット当たり3人となっていたんですが、これを入居者と合わせて12人ということにしますと、例えば9人のところが今7人しか入居者がいないとなったときに、その部分で12人以下とすると、多く通いの方が利用できるようになりますので、そういう改正をします。今までは7人入居であっても1ユニット3人しか来られなかったところを改正したというのでございます。それから、身体拘束につきましては、体を縛ることだけで

はなくて、例えば、部屋に鍵をかける。あるいは、ミトン型の手袋を着ける。あるいは、つなぎ型の服を着せる。それから、支えがないと立ち上がれない方を部屋の真ん中の布団に寝かせるとか、ベッドの四方を柵で囲むとか、車いすの前に立ち上がれないようにテーブルを置くとか、薬物を提供するとか、これは全て身体拘束ということになっております。全てやってはいけないことになっておりますので、身体拘束というと、縛ることだけというイメージがあるんですけども、こういうものに対して、国が定めております一時性とか緊急性とかというような条件を満たす委員会を設置したりとか、あとはそういう指針を整備したりとか、あるいは事業に対する研修を行ったりということを義務付けるということがございます。それから、介護医療院というのは、新たに国が制度化しました新しい介護施設でございます。これが開設できるようになるということがございます。以上でございます。

○委員（前川原正人君）

まず議案第75号ですが、これが要介護1から5の人たちが対象ということですが、議案書の13ページの中で、サテライト型小規模多機能居宅介護の対象事業所というのは、介護保険事業に3年以上の実績があるというのが大前提になっているわけですけど、その中で、1人当たり7.43㎡以上と基準が改正になるわけですが、プライバシーが確保される宿泊施設という位置付けになっているわけですけど、どうしても狭いところは広くしなければならないという部分もあると思うんですが、今の霧島市の介護施設の設置基準はどのような状況なのかお聞きしておきます。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

宿泊室について7.43㎡というのは、小規模多機能型居宅介護支援事業所というのが平成18年に制度化されましたけれども、そのときから有効面積で7.43㎡という宿泊室の広さ、ダイニングの広さというのは、特に変更はありませんので、今回のサテライト型の場合でも、本体施設と同様の基準で整備をしなければならないということがございます。ちなみに、7.43㎡というのは分かりやすく言いますと四畳半となります。

○委員（前川原正人君）

ということは平成18年からこの基準が設置されて、今ある介護施設についてはクリアしているという理解でよろしいわけですね。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

言われるとおりでございます。

○委員（徳田修和君）

今回の国の改正に伴うものということですけども、これは平成30年4月に変わっていますよね。ほかの自治体ではもうすでに3月議会や6月議会に出ている案件なんですけれども、霧島市は9月議会に出てきたというのは、今回新しく創設される共生型やサテライトに申請をされるような施設が今のところないというので、この9月議会での提案だったんでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

提案の時期でございますけれども、この法令について国の基準が改正されたのが、平成30年3月の遅い時期でございますので、6月議会で提案ということも一旦は考えたわけですが、きちんと精査してからということで、今回、9月議会で提案させていただいたものでございます。

基本的には、この国の基準と条例の関係としては、国が定めるとおりに定めないといけない従うべき基準というのと、国が標準を示して、それ以上のものを定めるという標準的な基準。それから、国が基準を示してそれを参酌する、参考にして作るという3種類がございますので、その辺も含めてきちんと精査をした上で、今回9月議会で提案をさせていただいたところでございます。

○委員（徳田修和君）

いろいろ精査されたということで、ほかの自治体の条例なんかもいくつか見てみたんですけども、6月の間に上程されていたりする他市でも、市独自に少し厚みを持たせたような条例にされていたりとかしているようでした。非常災害対策とか、緊急時災害時等の避難であったり入居者の方々への安全への配慮であったりとか、また食事を出すときも努力義務として地場のものを使いなさいよというような規定を盛り込んだりとかしている自治体も結構あったようですけれども、その辺の検討等はされなかったところでしょうか。災害時の対応を条例に盛り込むとかいうのは検討とかされなかったのか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

現在霧島市では、この地域密着型の介護保険事業者という方が全て加入をしている地域密着型事業者連合会という組織がすでにできあがっておりまして、その地域密着型事業者連合会と霧島市は、災害時に関して災害弱者を受け入れる協定についても既に締結いたしておりますし、その協定に付属している付表で、何人受け入れることが可能で、食事の提供ができるかどうかということまですでに明記しております。そういうこともございまして、今回はそういう部分についてはしなかったと。それと、基本的に、霧島市と致しましては、国の示している基準どおりものとして今回提案をしているところでございます。

○委員（徳田修和君）

条例の改正の部分で、第32条の第4項でしょうか、地域との連携等という部分で、状況等報告など助言等を聞く機会を設けなければならないというのが、3月に1回というのが6月に1回とちょっと期間が長くなったりしているみたいですが、ここで各連携等が今までよりもなくなるとかいうようなことはないですか。しっかりとした連携は取れるという理解でいいんですか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

地域密着型の事業所につきましては、市役所、包括支援センター、地域の公民館長、民生委員というような方を含めた運営推進会議を設置することが義務付けられております。サービスの種類によっても違うんですけども、2か月に一度だったり6か月に一度だったり様々定められておりますが、そういう中で、内部の問題だけではなくて地域で抱えている課題、事業所がどういうふうにして地域に関わっていけば、その地域の課題が解決できるのかというようなことまで話し合ってもらおうというようなことが、国が想定しているものでございまして、実はこの運営推進会議の進め方についての研修会も、先ほどの連合会にお願いしまして、7月に事業者に対して研修会を開催したところでございまして、そちらのほうも条例では今回のところとは関係なく、地域のところでは関わるようにというような指導は、今までも、これからもしていくということでございます。

○委員（前川原正人君）

議案第76号ですが、先ほど課長の説明の中で要支援1と2の方が対象ということになっていくわけですが、これは議案第75号とも共通している部分ですが、介護療養病床を平成30年度の3月で廃止して介護医療院という形になっていくわけですが、これも厚生労働省の案では、介護医療院の定数は4人以下で、1人当たり8㎡以上の床面積と。現在の介護療養病床の基準が6.4㎡ということになっているわけですが、この辺について今、この対象の介護施設関係はどういう状況なのか。それはちゃんとクリアされているのかどうなのかお聴きします。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

以前から介護療養型の医療施設につきましては、医療療養型の施設についてもなんですけれども、介護保険施設への転換というものを求められております。その中で、例えば、転換型の老人保健施設であったり、転換型の認知症グループホームであったり、そういうものも今まで認められてきたわけでごさいます。それと今回、介護医療院というものが新たに規定をされた。転換をする場合に、施設改修が必要であれば、そういう補助金についても国が準備して、市を経由して交付しております。そういう相談があれば適宜そのように応じてまいりたいと思っておりますので、現状がその基準に全て適応していることかということについては、特に介護療養型病床につきましては、指定権限も持っておりませんので全て厳密には把握はしていないというところでございます。

○委員（前川原正人君）

ということは、あくまでも申請主義で、平米数が足りないという場合は市のほうに申し出ればそれなりの対応をしていくということになるわけですね。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

施設整備につきましても申請に応じて県等と協議をしながら進めていくということでございます。

○委員（仮屋国治君）

あまり細かいことはよく分かりませんが、今まで行政が対応されてきた中で、解決されてよかったという改正はどんなものがあるか。また、改正されて今後行政指導していく上で、窮屈など言いますか、難儀な項目があるものなのかどうか、お示してください。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

今回の改正では、今言われるようなところはほとんどなくて、先ほど面積要件についても本体部分と同じ条件を適用するというようなことであつたりとか、あるいは、先ほどの身体拘束につきましても、今までも私どもが実地指導をしていく中でこれまでもずっとやってきたことが明記をされたというようなところでございますので、さほど現状段階で言われるような御心配はないのかなと思っております。

○委員（徳田修和君）

併せての質問なんですけれども、今回のこの改正は、地域包括ケアに厚みを持たせるような、次のステップというような意味合いでの条例整備ではないのかなと感じました。介護医療院にしろ、かかりつけ医をしっかりと皆さんに意識付けしてもらったり、こういうものの取組の一環なんだろうなと思うところですが、先ほどの共生型とか、地域でしっかりとみんなで

生きていこうというような形の中に入り込む施設だとは思いますが、これがすごく進んでいけばいいなというふうを感じながら条例を見るところですけど、実際、霧島市でやってみたいんだけどとか、申請だったり説明を聞きにこられたりとか、霧島市でそういうのをやってみたいというような問い合わせ等が今の段階であるのか。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

介護医療院につきましては、相談がありました。転換を考えているんですけどという御相談は受けたところがございます。ただ、共生型サービスについては今のところ御相談はございません。

○委員（徳田修和君）

積極的に進めていってくださいというほど、まだその仕組みであったりこれからの市に与えるものであったりとかというのは分からないところなんですけれども、せっきくの条例改正ですので、どういものだといものはしっかりと広報しながら進めていただければと求めています。

○委員（前川原正人君）

議案第79号の部分ですけども、提案理由の中で、ケアプランの作成に際し、複数の指定介護予防サービス事業者の紹介を求めることができると。これは、平たく言えば複数のケアプランを作成していただくということになるんですか。例えばどういう場合にどうなるということをお説明いただければと。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

少し具体的な話になりますけれども、先ほどの口述の中でも申し上げた公正中立なケアマネジメントの確保という部分にもつながってくるわけですけども、例えばいわゆる通所介護を使う場合に、一つだけの事業所を紹介するのではなくて、複数の事業所を紹介した上でどこに行きたいですかと本人の希望を聞いたりしながら決めていくということでありまして、ケアプランをいくつも立てるということではありません。

○委員（前川原正人君）

日本語は難しいもので、「紹介を求めることができる」ということで、「求めなければならない」になっていないので、選択肢は広いのかなと思うんですが、最終的には利用する方もしくはその家族の方たちが判断をするということになるわけですね。

○長寿・障害福祉課長（池田宏幸君）

今回の改正で「求めることができる」となっておりますけれども、例えば自分の系列のサービスに誘導し過ぎますと、介護報酬のほうで集中減算という、一つのところにまとまり過ぎていきますよという制度はすでに制度上、成立しておりますので、そういうものを含めて考えますと、今回の「求めることができる」というような表現であっても更に公正な運用がされるのではないかと思っているところがございます。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、これで、議案第75号、76号、79号に対する質疑を終了いたします。ここで

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時20分」

「再開 午前10時36分」

△ 議案第78号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第78号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（山口昌樹君）

次に、議案第78号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての概要を説明いたします。家庭的保育事業等については、0歳から2歳児の待機児童の解消や地域の子育て支援機能の基盤維持の確保に向けて、平成27年度の子ども・子育て支援新制度のスタートの際に新たに創設されたもので、今回、国において、当該事業の一層の普及を促すため、家庭的保育事業等の連携施設に係る要件拡大などの家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本市条例についても、これに倣い、条例の一部を改正しようとするものです。詳細につきましては、担当課長等が説明いたしますので、よろしく御審査の程お願い申し上げます。

○子育て支援課長（砂田良一君）

議案第78号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明いたします。家庭的保育事業等は0歳から2歳までの子供を、保育園などの施設よりも少人数の単位で預かる事業であり、保育園、幼稚園及び認定こども園との連携によって、「集団保育を体験させるための機会の設定」、「家庭的保育事業者が職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、家庭的保育事業者等に代わって行う代替保育の提供」及び「卒園後の受け皿」等の確保をしなければならないとされています。この保育所等との連携によって確保しなければならない「代替保育の提供」について、市長が家庭的保育事業者等によって代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合には、確保義務の拡大策として、現行の連携施設に代えて、代替保育を提供する小規模保育事業A型事業所等を確保することで足りるとしました。その満たすべき要件等として、第6条第2項及び第3項に新たに規定を設けています。次に、家庭的保育事業者に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大策として、第16条第2項第3号に保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するなど、市長が適当と認める事業者からの食事の搬入を可能とする条文を新設しました。最後に、家庭的保育事業いわゆる保育ママに対する、調理員の配置及び調理設備の設置義務の適用を5年延長し、2025年3月31日までの10年間猶予することを附則で規定しました。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（仮屋国治君）

市内に、この家庭的保育事業者というは何件ぐらいあるんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

現在、小規模A型が4者あります。

○委員（仮屋国治君）

市内に4者ということですが、この改正は当市にとっては影響が少ないというか、そういう感じがするんですけれども、どちらかという都市型の待機児童解消に向けた施策の改正というふうに理解してよろしいですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

委員のおっしゃるとおり、都市型においては待機児童の解消、地方においては地域の子育て支援機能の基盤整備というのが目的になっております。ただし、本市としましては、0歳から2歳児については、潜在的待機児童もありますので、そういったことでは待機児童の解消にも当てはまるのかというふうに考えているところです。

○委員（前川原正人君）

今、課長のほうから説明を頂いたわけですが、口述書の中で、家庭的保育事業者等に代わって行う代替保育の提供及び、卒業後の受け皿等の確保をしなければならないと。これは義務規定ということで理解をするわけですが、こういう家庭的保育事業者等に代わって行う代替保育の提供及び、卒業後の受け皿等の確保という点で見た時に、本市の場合、どれぐらいの受け入れることができる施設があるわけですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

ここで言います受け皿となるものについては、市内の保育園、幼稚園、認定子ども園等を指しますので、総数で約40の事業者になるかと思えます。

○委員（前川原正人君）

これは逆に言うと、公立は適用外と、私立が主ということなんですか。公立も含めてという、そういう理解でいいんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

私立だけになるようでございます。

○委員（仮屋国治君）

先ほどA型が4者あるとお聞きしましたが、具体名をお聞きしたいのが一つと、それと今、企業型保育園が非常に市内に乱立しているように考えているんですけれども、これは自治体は関与しないというふうになっているようなんですけれども、この辺のすみ分けといいますか、どのように捉えていらっしゃるんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

まず小規模保育事業A型の4か所でございますけれども、国分地区に3か所あります。のぐち童夢園、ななえ保育所、はぐはぐキッズの3か所が国分地区になります。隼人地区にみつぎちびっこ園が1か所ございます。それと企業指導型とのすみ分けということですが、認

定区分におきましては、企業指導型のほうにつきましては、県のほうで認定されております。家庭的保育事業については、市のほうで認定するということになっておりますので、そこら辺りでお互い連携を図りながら、現在進めているところでございます。訂正いたします。企業指導型は、内閣府の認定になるようでございます。

○委員（前川原正人君）

最後の部分で、保育ママに対する調理員の配置及び調理施設の施設義務の適用を5年間延長し、2025年3月31日までの10年間猶予、これだけ延びますよということなんですが、計算すると後7年しかないんですよね、今年まで入れて、ということは、法律がその前にあったということなんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

この法律自体が平成27年に公布されているところでございます。

○委員（前川原正人君）

そうすると、3年前に公布をされたということになると、今までなぜそういう条例改正がでなかったのかということになるわけですが、なぜでしょうか。

○委員長（平原志保君）

しばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時47分」

「再 開 午前10時47分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引続き会議を開きます。

○委員（仮屋国治君）

非常に初歩的な質問で恥ずかしいのですが、家庭的保育事業者と託児所の違いはどこでどう違いますか。

○子育て支援課主幹（冨田正人君）

家庭的保育事業者につきましては、四つの類型がございまして、まず小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の四つの類型があります。それぞれ条例のほうに認可基準等がありまして、それぞれ保育士の確保が必要であったり、条例に定める施設基準が必要になってきます。託児所、普通の認可外の施設につきましては、県のほうに届出制になっておりまして、そういう基準は適用されない部分がございますので、そこですみ分けをしているところになります。あと、この家庭的保育事業につきましては、児童福祉法に位置付けた地域型保育事業の対象施設となりますので、国のほうから二分の一の補助がありまして、県のほうからも運営費の四分の一の補助がある制度になっております。

○委員外議員（植山利博君）

これまでは代替保育の提供及び卒園後の受け皿が義務付けられていたわけですがけれども、このことが非常に難しく、家庭的保育事業が伸びなかったというか、実現できなかったと私は理解しているんですけれども、ある意味では競合するところがあるわけですから、そのことが取り払われるということは、家庭的保育事業が今後増える可能性が大きいのではないかと私は

思っているんですけど、そういう理解でよろしいですか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

今回の拡充の内容につきましては、受け皿の確保はそのままで、今回拡充の対象にはなっておりません。代替保育の確保についてが今回の拡充の形になっております。確かに受け皿の確保につきましては、市内の園で3歳以降の卒業の受け皿をどこか民間の施設等確保していかなければなりませんので、そこら辺が事業者にとっては少しハードルになる部分はあるのかもしれませんが、それが今回、代替保育の部分だけでも拡充になったことで事業者が参入しやすくなった形になっているのではないかと考えているところです。

○委員外議員（植山利博君）

ここがネックとなって0歳児から2歳児の預けるところがなかなかないと。潜在的な要素が多かったんだろうと思いますが、今後、市独自で、例えば3歳児以降は預ける所は結構充実していると思うんですよ。要は0歳児から2歳児までがなかなか厳しいという状況なので、卒園後の確保、3歳になってからほかの幼稚園、保育園、認定こども園との確約がなくてもオッケーですよというような取組は、市としては独自でできないものなんですか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

認可の基準上、受け皿の確保をしなければならないという形になっております。今、4か所開設してきているところも受け皿の確保をいただいているところです。今後、そのような状況があればあれなんですけれども、今の要件としましては認可の要件の中にそれが入っておりますので、なかなか市独自でそこをというのは今のところ難しいのかなと考えているところです。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第78号の執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時57分」

「再 開 午前10時58分」

△ 議案第73号 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第73号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（山口昌樹君）

次に、議案第73号、霧島市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての概要を説明させていただきます。霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき、平成31年4月から清水保育園の民営化を行う予定であり、これに伴い、市立としての同保育園を廃止する必要があ

ることから、当該条例の一部改正を行うものであります。詳細につきましては、担当課長等が説明いたしますので、よろしく御審査の程お願い申し上げます。

○保健福祉政策課長（茶園一智君）

議案第73号につきまして説明いたします。この議案は、平成24年に策定した霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づく清水保育園の民営化に伴い、同園を廃止するため本条例の所要の改正を行うものであります。これまでに単人保育園ほか3園を民営化したところであり、今回も同様の手順で、プロポーザル方式による公募を行い、霧島市立保育園民営化選考委員会において移管法人の選考を行いました。2法人から応募があり、選考委員会による審査の結果、民営化の移管先として適当であると判断され、市ではこれを受け、国分教育学園を移管先として決定し、協定を結んだところでございます。このようなことから清水保育園の民営化に当たり、同保育園を廃止するため、今議会に、霧島市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての議案を提出したところでございます。なお、経営移管は平成31年4月1日を予定しておりますが、前回と同様、本一部改正条例の施行日を、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日として、規則委任しております。清水保育園の民営化については、これまで、清水保育園民営化に伴う移管先の再検討を求める陳情書が市議会へ提出され、委員会で審査していただき、不採択となりましたが、保護者と移管先法人と市が十分な話し合いのもと民営化を進めてほしいとの意見がありましたので、3月以降の取組について、御説明申し上げます。まず、4月2日の入園式時に市による保護者説明会を実施しました。次に、5月に市と移管先法人による臨時職員13名の面接を実施しました。面接の結果、まだ迷っておられる方も若干いらっしゃいますが、ほとんどの方が移管後も清水保育園に残っていただけるとの回答を得ています。次に、6月に行われた清水保育園の運動会を移管先法人に見ていただきました。今後も発表会等見ていただき、現在のやり方をできるだけ継承していただければと考えております。また、7月には移管先法人が運営するあかつき認定こども園の見学会を実施し、清水保育園に在籍する3世帯5人の方に見学をしていただきました。さらに、7月28日には、市と移管先法人による保護者説明会を保護者等32名参加のもと開催しました。市からは、移管後の変更点等について説明をさせていただき、移管先法人からは、現在の清水保育園の運営をそのまま引き継ぐことが説明されました。保護者の方々から大きな不安の声もなく、清水保育園の民営化について、御理解を頂けたものと考えております。最後に、今後とも引き続き保護者と移管先法人、市が協力しあい、民営化を進めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。よろしく御審査の程お願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（山口仁美君）

「7月には移管先法人が運営するあかつき認定こども園の見学会を実施し、現在、清水保育に在籍する3世帯5人の方に見学をしていただきました」ということでしたが、この3世帯5人の方はどんな方だったのでしょうか。陳情に来られた方だったのか、来年通われる方なのか、お分かりであればお願いします。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

見学会については、陳情を出された代表の方ではありませんでした。5歳児以下の今後残られる方が見学をされました。

○委員（前川原正人君）

民営化をするということで今後進んでいくであろうと思うんですけども、現在、正職員、嘱託も含めた非正規の臨時職員の人員は何人いて、その人たちの処遇はどういうふうになるのかお聴きをしておきます。

○清水保育園園長（新窪政博君）

現在、清水保育園には、総員20名おります。1名園長、保育士3名、調理員1名、再任用の調理員が1名、以上6名が正規職員になります。あと、嘱託の保育士が12名、嘱託の調理員が2名おります。嘱託保育士のうち1名は体調等を理由に身分移管を見送っております。ほかの11名の保育士は、全て今のところ残るという意向で面接等を受けているところです。まだ態度決定がはっきりしないという人も何人かいるというふうに聞いております。あと、嘱託の調理員2名が、この嘱託調理員も当初は身分移管を希望していましたが、そのうち1人が最近になって9月いっぱい退職をしたいという申出がありました。調理員以外の仕事をしてみたいというのが主な理由でございます。したがって、調理員のうち1名は身分移管を取り消して9月いっぱい退職と。身分移管を希望されているのは1名という結果になっております。

○委員（前川原正人君）

民営化の計画というのは霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づいて、その線ですと事が運んできた背景があるわけですけども、今後民営化して、国分教育学園が移管先になるという方向で進められているとは思いますが、土地、建物なんかの扱いについてはどうなるんですか。

○保健福祉政策課長（茶園一智君）

土地及び建物につきましては、学校法人への無償貸付けという形になります。

○委員（前川原正人君）

今まで民営化をしてきた隼人の保育園については、建物については無償譲渡、土地については8,000万円とかそれぐらいの金額で譲渡したということがあったんですが、今回無償で貸し付けるということに至った理由はなぜかお示しいただけますか。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

清水保育園につきましては、一度、民営化の公募を致しましたけれども、手が挙がりませんでした。手が挙がらなかった理由を説明会に来ていただいた法人にお聴きしたところ、園舎、園庭が狭いと。あと、前の道路の交通量が多くて、横断歩道をわたって子供たちの送迎用の駐車場があるということがございまして、手が挙げにくいということでございましたので、今回の公募に当たりましては、3年以内に施設を新しく移転していただくことを条件に公募を掛けまして、国分教育学園が新しい施設を3年以内に建てていただけるという条件で手を挙げていただいたところでございます。

○委員（前川原正人君）

それは一つのこちら側の条件だったり、事を進めるための一つの手段としてそういうふうにしたと思うんですが、3年以内に移転するとなると、どこにするかそういう協議はまだされ

てはいらっしゃいませんか。打診とかもないわけですか。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

この公募のプレゼンテーションの時に、土地の確保というのは見込みがございませうかということで、国分教育学園におきましては候補地として準備をしておりますという書類が出てきておりました、公募の部分についても、清水の地区公民館長のほうから、清水保育園の移転先としてやはり同清水地区内に保育園は残してほしいという御意見も承りましたので、清水地区内に移転をしてほしいということも条件には入っております。今、候補地と一つとしてはあかつき認定こども園の横に同法人の土地が準備してあるというのがそのプレゼンテーションの時に出てきた土地でございますけれども、そこが決定ではありませんで、保護者の方々にも一つの候補地ですということで、7月28日の説明会のときには説明を法人からいただいているところでございます。

○委員（前川原正人君）

相手がいることで、こちらから条件を示して、それに沿ったやり方というふうに理解をするわけですが、保健福祉施設の民営化実施計画を見ますと、土地の財産の取り扱いについては、土地の鑑定評価額を基に算定した額による有償譲渡または有償貸与としますということで明確に位置付けているんです。これが先ほどおっしゃったように、園庭や園舎が狭いということで3年間での移転を計画した上でそういう判断だったと思うんですけれども、この民営化するに当たって、平成24年7月に策定した民営化実施計画から見たときに、これとの整合性という点では協議はなされなかったんですか。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

おっしゃるとおり、民営化計画のほうにはそのように書いてございますので、庁内でも十分議論をさせていただきましたが、手を挙げていただける法人がないことには民営化も実際進みませんので、市のほうで譲歩をしたといいでしょうか、そこを考慮して今回の条件に至ったと考えております。

○委員（前川原正人君）

これをもう一度紐解いて見てみますと、引き受け先がないことには進められないという大きな壁があるわけです。ただ、一番気になるのが、民営化することで、財政的に負担が減るであろうというふうに言われているわけです。施設に関わる国庫補助なんかも、行政がやるのと民間がやるのとでは確かに違います。しかし、お聴きしたいのは、これまで公立でやってきた時の経費、そして民間に移った場合の経費等のシミュレーションの比較はされていらっしゃらないんですか。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

清水保育園の現地視察をしていただきまして施設の古さをお感じいただいたわけですが、公立のまま存続をして施設を新しくするとしますと、全て一財で建替えをしなければなりません。今、90名の定員に対して80名の入所者ということになるわけですが、施設が新しくなることによって入所者の方も入ってくるということになれば、待機児童の解消にもなるという部分もございませうので、財政的な部分というのは今申し上げた一般財源ではなくて、国・県の施設整備補助を活用することによって、市の財政的な負担は軽減ができるという部分

も、その考え方というのは従来の施設整備計画を立てた時から変わっていないというふうに考えております。

○委員（池田 守君）

3年以内に移転するというので、その間は現園舎を使っていかれるんですけども、無償貸与ということなんですが、古い建物ですから大規模な修繕とかが発生した場合はどちらの負担になるんですか。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

協定書を結びましたというお話をさせていただきました。小規模がどれくらいかという部分もありますけれども、大規模な部分については施設を貸与している限りは市の責任で、例えば、大規模な雨漏りが発生して、改修しながらその間は使わなければならないという部分であれば市のほうで責任を持って施設を維持しなければならないと考えております。

○副委員長（宮田竜二君）

現在の清水保育園の職員の先生たちは、大体の方が残られるということなんですけども、今度の4月から国分教育学園になった時の処遇ですね、給与面、休み等と、それはどうなっているか、教えてください。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

先ほどの課長からの口述書の中で、5月に法人と市が一緒になって、今、嘱託で働いていただいている保育士の方、調理師の方と面接を13人させていただきました。給与につきましては、今の市の賃金からすると高く提示をさせていただいておりますので、賃金面では処遇は上がると。ボーナスも市のほうでは、今、夏と冬に5万円という支給ですけども、何か月分という形で、ボーナスも支給が多くなるということでございます。休みにつきましては、今は、長年働いていらっしゃる方については、市の臨時職員の規則等で最高40日の年次有給休暇があるわけですけども、事業所が市から法人に代わりますので、休み等については、その法人の就業規則に基づいて設定をされますので、休み等は少なからざるを得ないというふうに考えています。そのような提示をされているところでございます。

○副委員長（宮田竜二君）

現状の給与等は高くなると、国分教育学園の規定に則ってなると思うんですけど、あかつき認定こども園の今の保育士さんと格差はないでしょうか。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

国分教育学園の現在の働き方の体系というのが、正社員か時間給での設定しかございませんでした。今の清水保育園の臨時職員の方々にお聴きしたところ、今の市の嘱託で働いている方々は、月いくらということでの雇用が多いわけですけども、そういう雇用体系を新たに作っていただきましたので、あおば幼稚園とかあかつき認定こども園の給与体系にはなかったものを新たに作っていただいたということで、比較はちょっとできないところでございます。

○委員（鈴木てるみ君）

先ほど説明に、保護者の方々から大きな不安の声もなくというふうに説明をお聞きしましたが、陳情に来られた方たちを始め、皆さん納得していただいているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

4月2日の入園式時に、こちらに陳情来られた代表の方が、保護者のほうでアンケートを取りますということで、保護者独自でアンケートを取られました。その結果を市のほうにも4月27日の集計結果ですということで頂きました。その部分の懸念、要因、どのような部分が不安だろうかという部分で、保護者の方々が思われている意見等が、「現状の継続に関することが不安だ」「職員にそのまま残ってほしい」というようなものが大きな懸念材料ということでございました。先ほども口述書の中でございました7月28日の説明会の時に、市のほうからは、現在の嘱託の職員についてはほとんどの方が残られますよと。法人の方からは、現在の清水保育園のやり方をそのままやっていますから御安心くださいねということを直接言っていただきましたので、そこについて御安心を頂けたものかなというふうに思っているところです。

○委員（仮屋国治君）

1, 2年苦勞をされてこられたので、いろいろ大変だったと思いますけれども、口述書の中で、現在のやり方をできるだけ継承していただければと考えておりますというのは、やはり少しへりくだり過ぎではないのかなと思っております。民営化というのはコスト縮減もありますけれども、やはり質の向上ということもあるわけだから、保護者の意見を取り入れながら質の向上に努めるような保育園づくりというのを目指していくべきではないかと思っております、いかがですか。

○保健福祉部長（山口昌樹君）

移管後も引き続き市として運営状況を把握したいと考えております。移管後も基本的には従来と変わらない運営をしていただきますと、口述書のほうでも述べさせていただきました。そういうこともありますけれども、3年の間に新たに場所をもとめてそこに建てられるということもございます。そういうこともございますので、状況を見ながら保護者、法人、行政の三者がしっかりと協議をして進めていくことが大事だというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

口述書の中でも言われていることなんですけど、これまで隼人保育園ほか3件、民営化をしましたということで、ある意味それが一つの反省だったり、教訓だったり、今後活かせる部分というのも当然出てくると思うんですけども、この過去の3件の民営化による検証、そういう部分についての議論というのは、どういうふうになっているんでしょうか。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

例えば公立保育園のほうから法人のほうに移られる方々、3か月後に市のほうで保護者の方々にアンケート調査をして、それはホームページでも公表しているわけですけども、今回、嘱託職員の方々と話をさせていただきました。結局、隼人保育園、東国分保育園、いろいろな民営化されたところから清水保育園に来られた方々もいらっしゃいまして、やはり市のほうももっと移管後に携わってもらえることによって、先ほど仮屋委員おっしゃられましたけれども、民営化によって変わる部分もありますけれども、職員の働きやすい環境という部分では、市の方も入ってもらって、できるだけ法人のほうに意見といたしましょうか、要望等も言ってほしいという区分も今回伺いましたので、今、部長が申し上げましたとおり、やはり移管後も市が入って職員の処遇ですとか、その部分が守られているかどうかというのは確認をしていきたいと

いうふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

処遇改善の部分で言わせていただくと、過去、隼人保育園を民営化する時には、3年間、今の状況を踏襲し、より良くするんだということが一つの約束事だったんですね。逆に言うと4年後はどうなるか分からないよということも含んでいたわけですよ。ただ問題は、移管先が全部同じだったら、例えば、民間でほかの保育所を運営しているところが取ったりとか、様々なところが取って行って、今度は格差というのは生じてはいないんですか。同じところが全部一律に取るんだしたら一緒でしょうけど、今回は国分教育学園が取り、過去、牧之原保育園が取りという形で、様々な保育園とか民間法人が担ってきたわけですが、その格差という点では検証はされてはいらっしゃらないですか。

○保健福祉政策課主幹（種子島進矢君）

今、おっしゃられた隼人保育園ほか3園、全部で4園民営化をしておりますけれども、移管の時の賃金体系とか、そこら辺の部分は、今回、比較はまだしていないところです。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で、議案第73号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時23分」

「再開 午前11時24分」

△ 自由討議

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。自由討議は会次第の順に進めてまいります。

△ 陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○委員長（平原志保君）

まず、陳情第4号について御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第75号 霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第 75 号について、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第 76 号 霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第 76 号について、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第 79 号 霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第 79 号について、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第 78 号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第 78 号について、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第 73 号 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第 73 号について、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で自由討議を終わります。

△ 議案処理

○委員長（平原志保君）

これより議案処理に入ります。議案処理は議案番号順に行い、陳情は最後に行います。

△ 議案第 73 号 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

まず、議案第 73 号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第 73 号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加いたします。議案第 73 号は、霧島市立清水保育園を民営化することに伴い、同園を廃止するという内容であります。議案は、保育園の民営化計画により、これまで陳情書が出された経緯もあり、その数 1,580 人が賛同した陳情書でありました。確かに本陳情書につきましては、不採択になったという事実もありました。今回の保育園の廃止というのは、平成 24 年 7 月に策定された霧島市保育施設民営化実施計画に基づき議論が進められてきた背景もあります。保育園廃止は、公的責任を自治体が放棄するものと言わざるを得ません。民営化で懸念される問題は、なんとか行政も努力し移管先法人も努力するとは思いますが、民間業者が設置運営することの問題点として、営利目的が第一とならざるを得ないという懸念があると思います。民間業者の場合、利益を得て事業を継続・拡大することが重要になるため、経営状況によっては保育士の削減や質のブレが生じる可能性があります。また、民営化にあたってスタッフが大幅に入れ替わることが多いため、これまで利用していた保護者の意に沿わない方針や対応に転換する場合もあり、通っている子供たちに大きく影響することが懸念されます。全国的にも民営化計画というものは、保育所に限らず各自治体で推進されていることではありますけれども、公的責任を放棄するということになりますので反対の立場を明確にしておきたいということを申し上げておきたいと思っております。

○委員長（平原志保君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（徳田修和君）

私は、議案第 73 号、霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。今回の提案理由は、霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づき、清水保育園を民営化することに伴い同園を廃止するため、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。これまでも同計画に基づき、隼人保育園ほか 3 園を民営化してきていま

す。これまでの施設に対する質疑もありました。何か問題があるというような御報告はなかったようでございました。また、この民営化に関しては、再検討を求める陳情も提出されて審査した経緯がございます。そのときは不採択でありましたけれども、経緯と致しまして、保護者と移管先法人と市が十分な話し合いの下、民営化を進めてほしいという意見に基づきまして、3月以降の4月、5月、6月、7月と綿密に話し合い、また説明が行われているという報告もございました。今回は無償貸し付けということで移管されることとなりますけれども、施設を3年以内に建て替えるという条件の下、民営化が進められるということで、土地の確保に関しても一つの候補地ではあるものの準備があると説明を受けております。現在の施設は園庭の広さや交通環境に対して、皆さん大いに不安を感じているということでございます。この建て替えて、子供たちの保育環境など、保護者の皆様の思いを十分に反映できるような新しい施設に生まれ変わることを期待しているところでございます。行政の公的責任の放棄というような意見もございましたけれども、民間の活力を十分に生かしながら、建て替えという部分でも更なる保育環境の充実・発展というものを期待できると信じております。よって、議案第73号は賛成すべきとの思いの討論でございました。委員諸兄姉の御賛同を求めて討論を終わります。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第73号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成者6名です。賛成多数と認めます。したがって、議案第73号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第75号 霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第75号、霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第75号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第75号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第76号 霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的

な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第76号、霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第76号については、原案とおりの可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第76号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第78号 霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第78号、霧島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第78号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第78号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第79号 霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第79号、霧島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第79号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 79 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第 4 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択の要請について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続するかお諮りします。御意見はありませんか

○委員（徳田修和君）

採決でいいと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、採決ということですが、今回の陳情は、意見書採択の要請についてですので、仮に採択すべきとなった場合は、意見書を議員提案として提出することになります。例えば、意見書を提出するまではないということで趣旨採択とする形も考えられますが、その点についての御意見を伺います。

○委員（徳田修和君）

意見書を提出してもよろしいのではないかなと私は思います。

○委員長（平原志保君）

では、こちらが採択となったときは、意見書を出すということでもよろしいですね。それでは陳情第 4 号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第 4 号については、採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第 4 号については、全会一致で採択すべきものと決定しました。ただいま採択となりました陳情第 4 号については、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、議提として文教厚生常任委員長名で意見書を提出することになりますが、意見書の内容についてはどのようにいたしましょうか。陳情者から示されました案をお配りしますので、御意見をお願いします。ほかの市町の例を見ますと、ちょっと文章が簡略化されたり、少し違ったりしているところもあるんですけれども、今回頂いたものをそのまま出しても問題はないかと思います。御意見があればお願いいたします。

○委員（徳田修和君）

意見書案も付いておりますし、平成26年には一度当議会でも採択されている案件であると思いますので、そちらとも比べながら一旦精査していただければいいのかなと思います。

○委員長（平原志保君）

それでは一任でよろしいですか。それではそのようにさせていただきます。言い回し等の調整は委員長に一任とさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは提出先についてです。衆・参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣となっておりますが、意見書案のとおりよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

では、そのようにいたします。本会議での趣旨説明は委員長がいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

意見書を議提として提出いたしますので、この陳情に関する委員長報告はありませんので、御了承ください。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（平原志保君）

ただいま議案処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんでしょうか。

○委員（前川原正人君）

議案第73号の保育園の民営化についてなんですけど、私は反対の立場だったんですけども、これはもう委員会の決定ということでそういうふうになっていくんだろうと思いますが、しかし、これまで3園が民営化になったわけですので、検証ですね。民営化してどうなったのか。よかったよかったであればいいんでしょうけれど、例えば処遇改善の問題だったり、移管先法人の状況であったり、かいつまんでどこをどうこうというのは幅が広すぎて言及できないところもあるんですが、大まかには、民営化された後の検証、どういう状況なのかということ、行政当局も精査していただくということが必要ではないのかなということ、委員長報告に付け加えていただきたいと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

お諮りします。委員長報告については、今の御意見を踏まえ、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのように致します。以上で、本委員会に付託された事件についての審査を終わります。次に、7月2日に行った所管事務調査に係る委員長報告の提言についてですが、先日お配りしました資料に提言となる部分を抜き出しておりましたが、どのようにまとめましょうか。

御覧いただけたと思うんですが、要望、提言というような内容で皆さんが出してくださっています。ダブっている部分もあるかなと思うんですけども、これをどのようにまとめますか。

○委員（徳田修和君）

ここに意見が並んでいるわけですけども、所管事務を行うに当たって、鈴木委員の思いがありましたアウトソーシングのところとかが強くて、こういうのに至ったのではなかったのかなという思いもあります。仮屋委員からも、アウトソーシングの話も出ておりますので、この辺のアウトソーシングの検討という部分を委員長の方でおまとめいただければいいのかなと思いますけれども。基本的には委員長におまとめいただけるものだと思うんですが、そのアウトソーシング部分、あと特定健診に対する部分であったり、情報の提供であったりというところを簡単に三つ四つほど並べる程度でいいのではないのかなと思います。

○委員長（平原志保君）

今、徳田委員から要約するような形というか、もう少し短くしたような形で三つ四つに分けて出したらどうかということですが、そのような形でいいですか。

○委員（仮屋国治君）

アウトソーシングが提言ではなくて、KDB国保データベースを使って医療費削減の方策を急いで作れということがメインだと思いますので、その中にアウトソーシングも含めて検討を進めるべきだということを提言の方向性で持って行ってほしいなというふうに思っています。

○委員長（平原志保君）

そうしましたら、ここも委員長のほうでまとめてよろしいんですか。では、まとめたものをまた皆様にチェックしていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

ではそうさせていただきます。次に、閉会中の所管事務調査について、御意見はありませんか。先日、鈴木委員からも出ておりましたが、もう一度ここを出していただいて、その他ありましたら、それも含めて。

○委員（鈴木てるみ君）

この前も申し入れいたしました。子供たちがゲーム依存ということで大変な状況になっているのを調べれば調べるほど、私も危機感を感じておりました。国が今年調査して、その調査結果をまとめて方針を打ち出すということなんです。そこまで待ってられないのではないかなと思ひまして、霧島市独自で取り組んでいけたらいいのではないかなと思います。そのために、まず賛同してくださる議員の皆さんとともに、文教厚生委員会にはうってつけのテーマだと思いますので、まずは委員会で勉強をしていって、何かの市長のほうに政策提言できないかなというふうに思っております。

○委員（仮屋国治君）

非常に鈴木議員の一般質問がよかったですね。市長も共感しておりました。内容もそこでもいろいろやり取りがあったわけですけども、今しばらくは委員会で所管事務調査というよりも、見守りながら、いいタイミングで取り組んだほうがいいのではないかな。今取り組んでも、行政がどうやって動いてくるかとか、この前の話では前向きに検討を進めていろいろやると言っているわけですから、その経過を観察することが肝要ではないかなというふうに感じており

ます。

○委員（鈴木てるみ君）

御賛同の声を頂きましてありがとうございます。まずは専門家を呼んで勉強会をしてはどうかと提案いたします。

○委員長（平原志保君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時48分」

「再 開 午前11時50分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。今、時期尚早ではないかという意見と、今の時点で勉強会という知識を入れておいたほうがいいのではないかという意見が二つ出ていますけれども、まず、このゲーム依存についてを所管事務調査として扱うか扱わないか、その辺りの皆さん御意見はどうでしょうか。ゲームだけでなくネット関連、SNS、ゲームなどIT関連全部含めた依存症で幅広くなってしまいますけれど。

○委員（鈴木てるみ君）

ブロードバンドも整備が進むということですので、ここで私たちもメディアに対してしっかりと知識を入れておくことが大事ではないかなと思いますので、まずは勉強会をと思います。

○委員（池田 守君）

今、皆さんから意見が出ているのは、まずは自分達の知識を得るために勉強会で始めようではないかということですから、そういうことであつたら、議長に申し入れをして、議員研修という形で議長から皆さんに働きかけてもらって、議員研修の予算は組んであると思いますので、その範囲でまずはスタートしてはどうでしょうか。

○委員（徳田修和君）

議員研修での提案とかは委員会から申し出ることではなくて、鈴木議員のほうからでも提案していただければいいことであつて、所管事務調査をする、しないだけで今日は決めてもらえればなど。

○委員長（平原志保君）

では、鈴木委員提案のネット依存についての所管事務を今回するかしないかを決めたいと思いますが、是非すべきだという方は挙手をお願いします。1人ということで、今回はこれは見送るということで。

○副委員長（宮田竜二君）

委員長を交代します。

○委員長（平原志保君）

所管事務調査で今、御意見がなかったので出させていただきますが、給食を作っている所の現地調査を一度してみたいと思っております。食材をどこから買っているのかとか、いろいろ民間関係のところではパンやご飯などを調理していただいているんですが、その施設が給食センターなどは衛生面や管理とかはチェックできていると思うんですけれども、民間施設への現地

調査というのが、どこまでちゃんと教育委員会でされているのか、いまいちよく分からないところがございまして、いろいろ不安の声も伺ったりしますので、委員会として現地調査を時機を見てさせていただきたいと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○委員（徳田修和君）

閉会中は決算の審査もございまして、執行部も対応ができるのかどうかというのもあります。日程的には決算を考えている以上、所管事務調査ができるのかなとちょっと不安なところがあるので、今回はしないという方向でもいいのかと思います。

○副委員長（宮田竜二君）

今、徳田委員の御意見がありましたけれど、それでは、先ほどの委員長からの給食に関する現地調査につきましては、決算以降ということにさせていただきます。

○委員長（平原志保君）

議長を交代します。閉会中の所管事務調査ですけども、今回はしないということに決定よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

ありがとうございます。

△ その他

○委員長（平原志保君）

それではその他ですけども、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ではないようなので、以上で本日の日程は全て終了しました。したがって、文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 正 午」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保